

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 9 月 28 日付〇〇〇第〇〇号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 9 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

特定学校（特定個人）が特定スポーツの指導と称して（中略）させた暴力傷害事件について、私学教育機関への報告内容真実性を確認したい。この教育者が未だに特定行為を行っていることが解せない。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 5 年 9 月 28 日付けで、条例第 10 条に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 12 月 1 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 10 条に該当のため、処分庁から本件処分を受けた。
- (2) 長崎県知事は、その理由を学校法人又は学校に関する情報で、それらの権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるためとしている。
- (3) しかしながら、本件は、関係者である審査請求人の知る権利、教育機関である教育現場で組織的に隠蔽しての報告をしたものと推敲するのが必然であり、まして、学生の生徒の（中略）の重症を負わせた教師（特定個人）が未だ特定行為を行っていることが社会的規範上にも解せない行為で有り、信じがたい。
よって、条例第 7 条 (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要と考える。学事振興課として、何を持って問題なしとしたのか、社会的規範・公益上および関係者として情報開示を再度お願いしたい。
- (4) （中略）の重症を負わせた暴力教師（特定個人）は、未だ特定行為を行っている。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

本件開示請求の趣旨は、特定の学校法人又は学校の事件・事故事案に関するものであるが、公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の学校法人又は学校で、ある特定の事件・事故があったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じると認められ、当該学校法人又は学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 3 号の事業情報を開示することとなるため、条例第 10 条に該当するものである。

2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

- (1) 本件開示請求に係る公文書については、「学校で事件・事故が生じた際、学校から任意で県に提出される報告文書等」を指すものと解される。以下、この開示について述べる。
 - ① 私立学校は、学校教育法第 2 条及び第 5 条に基づき、学校法人が設置者であり、学校法人が責任をもって管理運営を行っている。従って、学校で生じた事件・事故に対処し、公表について判断するのは、学校法人である。
 - ② 仮に学校で事件・事故が生じた際、特に法律で定めがある場合を除き、所轄庁である県に報告するか否かは、学校法人の判断に委ねられており、法的

な報告義務は無い。私立学校法は、建学の精神や学校の自主性を尊重し、所轄庁の権限は国公立の学校に比べて著しく限定されているため、必要に応じて、同法第6条に基づき報告書の提出を求めることもある。

③ 一般的には、特定の学校法人の特定の事案にかかる公文書不開示決定は、県が報告書を受領していることを明らかにし、その学校法人又は学校に問題とすべき何らかの事情が発生していると理解されることから、結果的に当該学校法人の利益を害するおそれがあるため、報告書を受領したという情報は、学校法人にとっては不利益情報となると言える。

④ 県が学校法人の不利益情報を積極的に公表する姿勢であると、学校法人との信頼関係を築くことが困難となり、かえって事件・事故の隠ぺいを助長することにもなりかねず、県の私学行政に影響が生じることも懸念される。

(2) 審査請求人が「条例第7条(3)人の生命、健康、生活または財産を保護するために必要」と主張している点について

条例第7条第3号(事業情報)ただし書の規定により不開示情報を公にする場合、人の生命、健康等の保護の必要性和、これを公開することにより害されるおそれのある事業者の正当な利益保護の必要性を比較検討する必要がある。審査請求人はこのことについての説明はしていないが、本件存否情報を公にしないことにより害されるおそれのある具体的な権利利益保護の必要性を認めることはできず、本件存否情報が条例第7条第3号ただし書の公にすることが必要であるとするに足る特段の事情は認められない。

(3) 審査請求人が主張している「関係者である審査請求人の知る権利」について

条例の開示請求制度はすべての開示請求者に対して開示請求の目的の如何を問わず請求を認めている。したがって、開示請求の対象となった内容が開示請求者に関わりがあった場合であっても、開示請求者が誰であるかは考慮されず、第三者からの開示請求と同様に取り扱わなければならないことから、開示決定等の判断に影響をあたえるものではない。

(4) 前述の項目以外での審査請求の理由欄に記載があった内容については、いずれも審査請求人の意見や審査請求人の保持している情報を述べているものであり、県として意見を述べるところがない。

3 結論

公文書の存否を明らかにすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が客観的に認められるとまでは言えず、不開示決定(存否応答拒否)とした原処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例の規
定等を確認したうえで、不開示決定（存否応答拒否）の妥当性について判断した。

(1) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在している
か否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示すること
となるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示
請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業
を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものを不開示とする
ことを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その
他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので
あつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているも
のその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らし
て合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必
要であると認められる情報は、上記に掲げるものであつても、開示するものと
規定している。

(3) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の
当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができ
るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第10条の規定に基づき、本件処分を行っている。そこで、当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

(1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、「特定学校（特定個人）が特定スポーツの指導と称して（中略）させた暴力傷害事件について、私学教育機関への報告内容真実性を確認したい。この教育者が未だに特定行為を行っていることが解せない。」というもので、学校法人及び個人を特定した上で行われたものである。

そこで、存否応答拒否の妥当性について、以下検討する。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

① 存否応答拒否についての実施機関の主張は、概ね次のとおりである（前記第4参照）。

ア 公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の学校法人又は学校で、ある特定の事件・事故があったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じると認められ、当該学校法人又は学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号の事業情報を開示することとなる。

イ 私立学校は、学校法人が設置者であり、学校法人が責任をもって管理運営を行っている。従って、学校で生じた事件・事故に対処し、公表について判断するのは、学校法人である。

仮に学校で事件・事故が生じた際、特に法律で定めがある場合を除き、

所轄庁である県に報告するか否かは、学校法人の判断に委ねられており、法的な報告義務は無い。

ウ 一般的には、特定の学校法人の特定の事案にかかる公文書不開示決定は、県が報告書を受領していることを明らかにし、その学校法人又は学校に問題とすべき何らかの事情が発生していると理解されることから、結果的に当該学校法人の利益を害するおそれがあるため、報告書を受領したという情報は、学校法人にとっては不利益情報となると言える。

② 本件開示請求は、「暴力傷害事件について」と記載した上で、学校法人及び個人を特定して行われているものである。そうすると、特定の学校法人の特定の事案にかかる公文書不開示決定は、県が報告書を受領していることを明らかにし、当該学校法人に問題とすべき何らかの事情が発生していると理解されることから、報告書を受領したという情報は、当該学校法人にとって不利益情報となると言え、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えることは、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号の事業情報を開示することとなるという前記①の実施機関の主張は首肯することができる。また、同号ただし書には該当しない。よって、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えることは、同号の不開示情報を開示することとなると認めることができる。

③ なお、本件開示請求は、個人をも特定した上で行われているが、前記②のとおり、条例第7条第3号の不開示情報を開示することとなるため、同条第1号について判断するまでもなく、実施機関が条例第10条の規定により本件処分を行ったことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和6年1月19日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年2月19日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年3月25日	・審査会（審査）
令和6年4月19日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長